# 多可町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

令和3年4月23日(金)午後6時

兵庫県に緊急事態宣言が発出されたことを受け、本日対策本部にて協議・決定した内容をお知らせします。

兵庫県の緊急事態措置を踏まえて、以下のとおり対応する。

期間:4月25日(日)から5月11日(火)

### ◆屋内・屋外公共施設の利用中止について

- ○期間中は貸館業務を中止とする。
- ○図書館、プラザ図書室は、ネット、電話、窓口での貸し借りのみ実施。
- ○各種講座、イベント等の中止。

## ◆小中学校の対応について

- ○教育活動における感染防止対策
  - ・感染リスクが高いとされている活動は行わない。
  - ・各教室で可能な限りの間隔をとる。
  - マスクの着用、毎日の検温、手洗いを徹底する。
  - ・教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理等 に十分留意しながら喚起を行うとともに、消毒を行う。
  - ・食事をする場所については、飛沫を飛ばさないような席の配置を行うとともに、 食事中はマスクをはずしての会話は行わない。
  - 児童生徒、教職員の不要不急の外出を自粛する。

#### ○部活動

- ・実施場所:原則、学校及びその周辺
- 活動時間:平日4日2時間以内、土日1日3時間以内を厳守
  - ※感染防止対策の徹底を図るため、大型連休中(5月1日~5月5日)については、特に必要性が高い場合を除いて、活動の中止を原則とする。
- ・本県に緊急事態宣言が発出されている期間は、大会(※を除く)、練習試合、 合宿は行わない。
  - ※令和3年度中体連スケジュール記載大会、競技等団体等が主催する大会 (その予選を含む)。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認す るとともに、その徹底を図ること。

# ◆職員の勤務体制について

○時差出勤や在宅勤務は行わず、感染防止対策を徹底したうえで通常業務を基本とする。

### ◆町長メッセージの発信

○防災行政無線、たかテレビ、町ホームページ・SNS、たかちょう防災ネットを 活用して、緊急事態措置を受けた、不要不急の外出自粛や一層の感染防止対策の 呼びかけを行う。

4月26日 (月) ~